

大綱的指針の見直しに向けて議論すべき 主要な論点等（案）



令和8年7月17日
内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要

- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（大綱的指針）は、第1期「科学技術基本計画」において、適切な評価の仕組みを整備すること等が求められたことを踏まえ、**国の研究開発評価について基本的な方針を示したもの**（内閣総理大臣決定）。
- 本指針に沿った的確な評価を実施することによって、**効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指す**。
- **各府省等は、本指針や関係法令に沿って、研究開発評価の指針を定める**。
- 対象となる研究開発評価は、**①研究開発プログラム、②研究開発課題、③研究者、④研究開発機関**の4つ。
- 初めは1997年に策定され、5年ごとを基本に見直されている。直近では、**2016年12月に策定**。（2021年に第6期「科学技術・イノベーション基本計画」が策定された際には見直されず、10年間見直されていない）

【対象とする研究開発評価】

- 研究開発プログラム※の評価
- 研究開発課題の評価
- 研究者等の業績の評価
- 研究開発機関等の評価

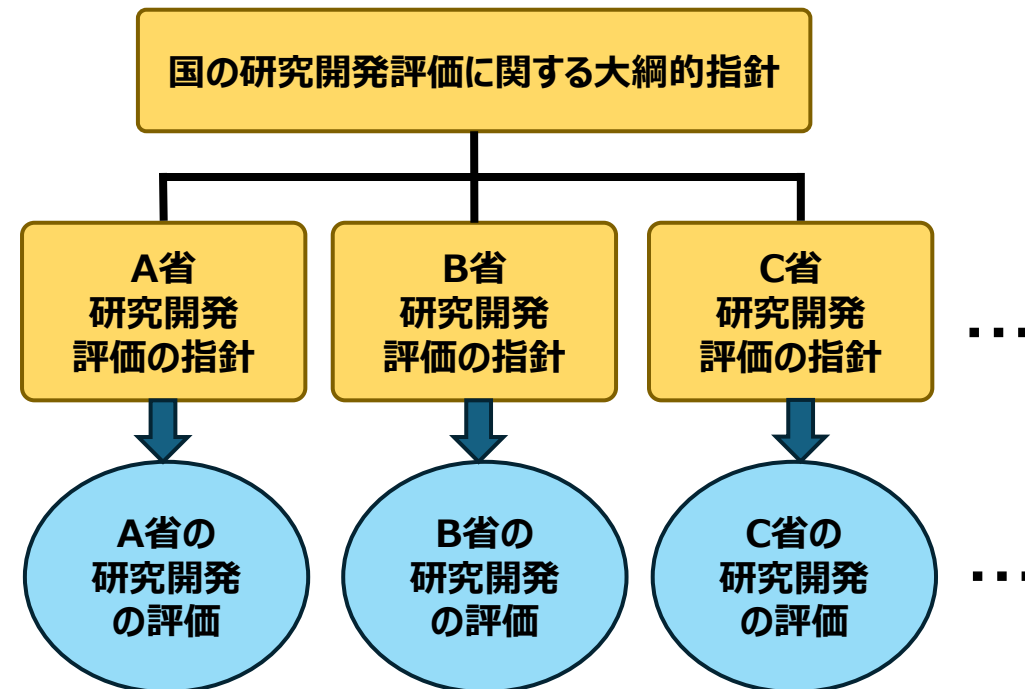
※研究開発が関連する政策・施策等の目的に対し、それを実現するための活動のまとまりとして位置づけられるもの。

【研究開発の範囲】

- **国費を用いて実施される研究開発が対象。**

（例）

- ・ 各府省、国研、大学等が自ら実施する研究開発
- ・ 民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発



大綱的指針の制定経緯、過去の見直しの経緯、各版のポイント

- 大綱的指針は、第1期「科学技術基本計画」が掲げる新たな研究開発システムの構築に向け、評価をその重要な柱と位置付け、研究開発への投資拡充に対する説明責任を果たすためのガイドラインとして初めて策定された。
- こうした位置付けを基本としつつ、その後、国際動向を含む研究開発を取り巻く社会情勢の変化や評価システム改革の進展状況を踏まえ、適宜改定を行ってきた。
- 平成24年版から評価対象に「研究開発プログラム」が加わり、以降評価対象は「研究開発プログラム」、「研究開発課題」、「研究者等の業績」、「研究開発機関等」の4つ。

策定・改定年	策定・改定のポイント	策定・改定の背景
平成9年	<u>研究開発課題と研究開発機関</u> を対象に評価の枠組みが初めて体系化された。	<u>基本計画の目的を達成するための重要な柱として評価を位置付け。</u> 政府研究開発投資の拡充を図る一方、資源の重点的・効率的配分や研究開発計画の見直しに資する評価を重視。
平成13年	評価対象を <u>研究開発施策</u> および <u>研究者等</u> の業績にまで拡大。評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映、評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備を重視。	<u>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「独立行政法人通則法」が相次いで成立。</u> 第2期科学技術基本計画において、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱として評価システム改革を位置付け。
平成17年	① <u>創造への挑戦を励まし</u> 成果を問う評価、② <u>世界水準</u> の信頼できる評価、及び③ <u>活用され変革を促す</u> 改善方向が提言。	平成13年版のフォローアップを通じて、新たな課題が明らかに。評価を行う事が却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮に繋がる面、信頼性の高い評価を行うための人材の不足、評価結果の活用の徹底等が指摘。
平成20年	評価結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより <u>研究開発成果の国民・社会への還元の効率化、迅速化</u> に資すること等を重視。	第3期基本計画で <u>イノベーションに言及。</u> 研究開発力強化法の制定なども受け、研究開発の成果を <u>社会・国民に還元していく科学技術システム改革の一環として評価システム改革を位置付け。</u>
平成24年	新たな評価対象として <u>研究開発プログラム</u> に着目、上位施策目標や研究開発課題との関連付け等によるプログラム化を図ることを目指す。評価の観点として、 <u>アウトカム指標</u> 等による目標の設定と、達成状況の把握を重視。	第4期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、 <u>STI政策を一体的、総合的に推進し、政策体系の適切な階層でPDCAサイクルを確立する観点からプログラム評価を位置付け。</u>
平成28年	研究開発の特性を踏まえた上で、 <u>プログラム評価の実効化</u> を図ることの重要性を強調。また、 <u>挑戦的（ハイリスク・ハイインパクト）な研究開発</u> を促進するための評価の在り方を模索。	<u>プログラム評価が十分に浸透していない状況や評価疲れの問題が表面化。</u> 実効性を高めるために、「プログラム」の捉え方や「道筋」の考え方、他の評価制度との整合、評価結果の活用・共有、資源確保といった点を特に留意すべき事項として設定。

大綱的指針の構成(概要)

- 「基本的な考え方」と「対象別評価」の2部で構成。
- 「基本的な考え方」では、フォローアップを通じて明らかになった評価実施上の課題、基本計画に示された戦略的な方向性、研究開発を取り巻く社会情勢等の変化、研究開発評価にかかる国際動向等をもとに、評価のあるべき姿や評価システム改革の方向性を記載。
- 改定の方角に関わる課題として、プログラム評価が十分に浸透していない状況や評価疲れ等が浮上。評価の実効性を高めるために、「プログラム」の捉え方や「道筋」の考え方、他の評価制度との整合、評価結果の活用・共有、資源確保といった点を「特に留意すべき事項」として記載。一方、「対象別評価」については簡潔な記述にとどまる。

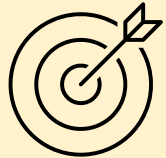
項目

各項目の役割と他項目との関係性

はじめに	全体の前提と適用範囲を宣言
第1章 基本的な考え方	背景と課題認識を整理し改定の方角性と横断的原則を提示
I. 改定の背景	改定の方角の必然性の説明と第2章全体の前提を提示
II. 研究開発評価の改善への新しい取り組み（改定の方角）	改定の方角を定める3つの論点を提示： ● 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進 ● アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進 ● 研究開発評価に係る負担の軽減
III. 特に留意すべき事項	各論点の詳細（概念・評価設計等）具体化に向けた指針を説明
IV. 本指針等のフォローアップ	指針浸透のためのPDCAと役割分担等を定める
第2章 対象別評価の実施	第1章の方針を対象別に適用した場合の実務レベルでの共通ルールを説明（目的・実施主体・外部専門家活用・実施時期・評価方法・結果の取扱い）
I. 研究開発プログラムの評価	政策立案者・推進主体に第一義的な責任があり、推進主体による自己評価を基盤に、プログラム全体を評価
II. 研究開発課題の評価	研究開発プログラムの評価に必要なアウトプット情報、アウトカム情報の入手手段としても位置付け
III. 研究者等の業績の評価	人事システム上の業績評価の留意事項として記載
IV. 研究開発機関等の評価	組織ガバナンスや中長期目標達成のための評価であり、I・II・IIIの情報が評価の材料となる

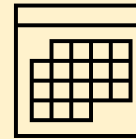
研究開発プログラムの評価

- 「研究開発プログラムの評価」の目的は、**政策・施策等の企画立案と、その効果的・効率的な推進に活用**することである。進捗をモニタリングし、プログラムの構成・運営の見直しや構成課題の新設・中止に反映する。
- 政策立案者・推進主体に第一義的な責任があることを踏まえ、研究開発課題等のアウトプット・アウトカム情報を基に、**「道筋」の妥当性、アウトカム目標の達成状況、研究開発プロセスの有効性・効率性**を確認する。
- 推進主体による自己評価が基盤。規模が大きい・重要・国民的関心が高いプログラムにおいては外部評価/第三者評価で信頼性・客観性を確保することが有効である。



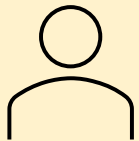
評価の目的

政策・施策等の企画立案と推進に活用するとともに、進捗のモニタリングを通じて構成・運営の見直しや研究開発課題の新設・中止を行い、**実効性の高いプログラム構築**へ反映する。



評価の実施時期

開始前・中間・終了時・追跡の4区分を想定し、全ての研究開発プログラムについて、**一律にせず目的・規模・期間・負担を考慮し要否と時期を決定**。開始前に時期・目的・方法・活用策を定め有機的に連携させ評価の連続性と一貫性を担保する。



評価の実施主体

プログラムを推進する府省または国立研究開発法人等が担う。客観性と正当性を前提とした自己評価が基盤となる。大規模なもの、重要なもの、国民的関心が高いもの等については外部評価や第三者評価も有効である。



評価方法

事前に評価の目的と方法を明確化し、柔軟性を確保する。**アウトプット指標やアウトカム指標を活用**し、成果は総体としての目標達成度を成否判定の基本とする。観点は必要性・有効性・効率性に加えて政策目標等との整合を重視する。



外部の専門家の活用

「調査分析」の段階、場合によっては「評価」の段階における客観性や正当性を確保するために、必要に応じて**外部の専門家の意見により客観的根拠の質を高める**等の工夫により、評価に必要な十分な専門性の補完・確保が必要である。



評価結果の取扱い

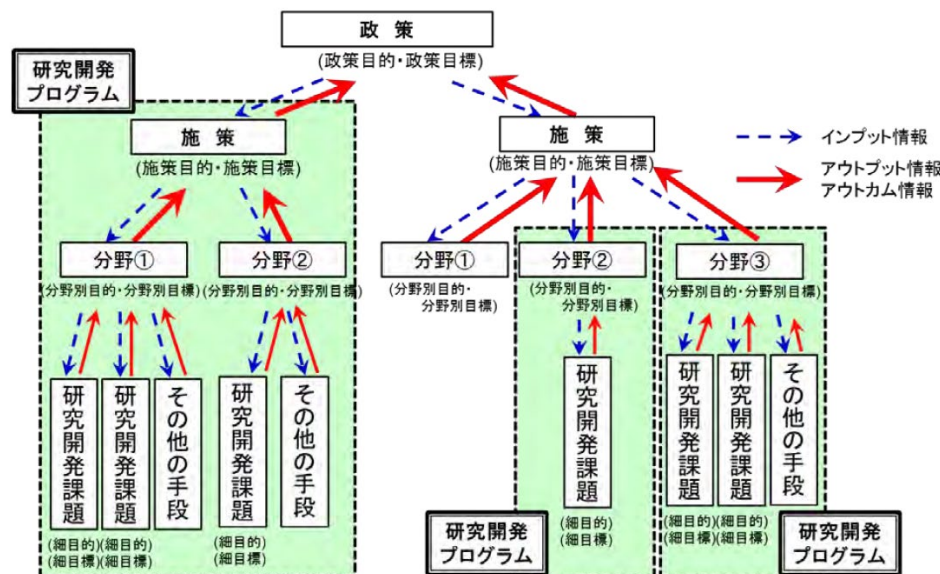
説明責任・公正さ・透明性の観点から、**評価情報を国民へ積極的に発信**する。結論だけでなく、目標・実施内容・成果・政策への反映まで分かりやすく公表する。この時、個人情報・知的財産・国家安全保障等に配慮する。

実効性のある「研究開発プログラムの評価」推進のための基本的な考え方

- 「研究開発プログラム」とは、研究開発が関連する政策・施策等の目的に対し、それを実現するための活動のまとまりと位置付けられる。研究開発が関連する政策・施策そのものや、その下位の階層における事務事業、競争的資金制度等の研究資金制度等もこれに当たり得る。
- 研究開発プログラムの立案に当たっては、アウトプットからアウトカムを経て政策目的の達成に至る「道筋」を明らかにし、誰が、何を、どのように実施するのかを具体的に示すことが重要である。
- 「研究開発プログラムの評価」とは、「道筋」の妥当性やアウトカム目標の達成状況、研究開発プロセスの有効性・効率性を確認することで、研究開発プログラムの改善や次のプログラム立案（次の政策・施策等の立案）に活かすものである。

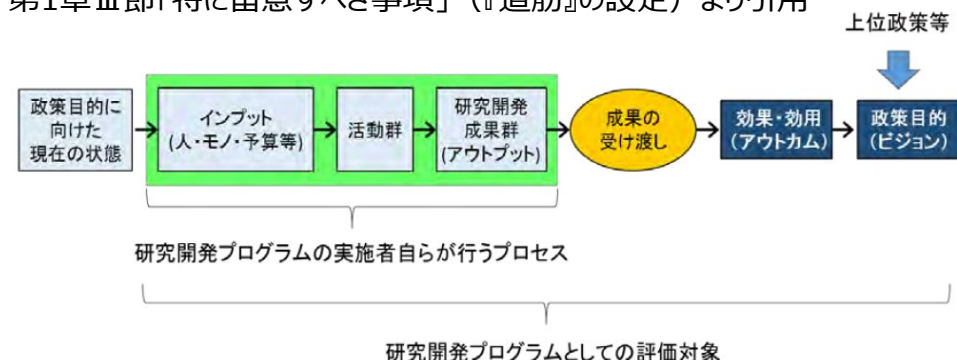
【「研究開発プログラム」の範囲のイメージ】

※「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日）
第1章Ⅲ節「特に留意すべき事項」（『研究開発プログラム』とは）より引用



【「道筋」のイメージ】

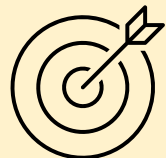
※「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日）
第1章Ⅲ節「特に留意すべき事項」（『道筋』の設定）より引用



- 「道筋」は、研究開発の活動・アウトプットから、成果の受け手による活用、アウトカム、政策目的の実現までを時間軸に沿って整理したもの。
- 関係者間で「道筋」の内容についてコンセンサスを得たうえで当該研究開発プログラムを始めることが重要。

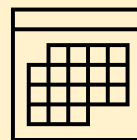
研究開発課題の評価

- 「研究開発課題の評価」は、個々の研究開発課題について、**予算・人材等の資源配分に反映し、質向上に向けた助言を行うために実施**する。あわせて上位のプログラム評価に必要なアウトプット情報・アウトカム情報を入手する。
- 評価結果は**機関・制度を越えて相互活用**し、次段階の研究開発へ連続してつなげる。
- 研究開発課題の評価の枠組みは「研究開発プログラムの評価」と共通（実施主体による評価が基盤、外部/第三者評価で客観性確保、実施者の自己点検を活用）しているが、課題の性格とその上位のプログラムの目的に照らして、課題の選定・継続判断・改善助言といった具体的な意思決定につなげることに主眼を置く。



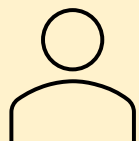
評価の目的

研究開発課題の特性に応じて資源配分等へ反映し質向上の助言を行うとともに、上位のプログラムの評価に必要な情報を入手する。得られた結果は機関や制度を越えて相互に活用する。



評価の実施時期

開始前（採択審査を含む）・中間・終了時・追跡の各評価があり、必要に応じてプログラム評価の基礎データとする追跡調査も行う。全ての研究開発課題について**一律にせず、目的・規模・期間・負担を考慮して要否と時期を決定**する。



評価の実施主体

課題を設定・推進する府省等や、競争的資金制度等を運営する府省または国立研究開発法人等が担うという前提のもと、研究開発課題の実施者を評価し、進捗把握と見直しにより成果の最大化に努める。規模・重要度・国民的関心の程度に応じ外部評価や第三者評価を活用する。



評価方法

事前に目的と方法を実施者に周知。**成果に係る評価は質を重視し、定量指標に過度に依存せず、国際ベンチマークや専門家の見識等を併用**。実施者による自己点検を活用する。観点は必要性・有効性・効率性に加えて国際的水準の向上を含む。



外部の専門家の活用

「調査分析」の段階、場合によっては「評価」の段階における客観性や正当性を確保するために、必要に応じて活用する。利害関係者を招く場合はその旨を明示する。**求められる専門性は評価対象の階層や目的に応じて変化**する。

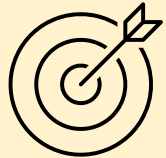


評価結果の取扱い

評価情報を国民へ積極的に発信する。実施者や応募者等へ結果を開示し、説明や意見表明の仕組み、異議申立ての途を整備する。

研究者等の業績の評価

- 研究者等の業績の評価とは、個人の能力・業績を公正かつ透明に評価し、その結果を処遇や研究費配分に反映する、**人事システムに関わる評価**である。対象には研究支援者も含まれる。
- 実施主体は**所属機関の長**である。当該機関の設置目的に照らし適切・効率的なルールを整備して責任を持って実施し、結果は個人の処遇・研究費配分にインセンティブとなるよう反映する。
- 研究開発実績に加え、産学官連携・企画管理・社会貢献・標準化・政策寄与等も評価（大学等は研究と教育の両面）する。研究者が挑戦した課題の困難性も考慮する等、**委縮させず挑戦を促す工夫**が必要である。



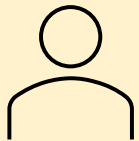
評価の目的

公正で透明性の高い人事システムを確立する。
若手研究者については将来的な可能性も積極的に評価する。



研究支援者の 評価

専門的能力や研究開発推進への貢献度等を適切に評価する。



評価の実施主体

所属機関の長がルールを整備し、責任を持って実施する。結果は処遇や研究費の配分等に反映し、インセンティブとする。

※「研究者等の業績の評価」は第2章Ⅲとして独立した節が置かれているが、他の3類型（プログラム／課題／機関）と異なり、節内が「評価の目的」「評価の実施主体」「評価方法」等の項目に分けられていない（本文が項目立てされていない）。本スライドの項目区分は本文の記述から抽出・整理したものである点に留意。



評価方法

研究開発の実績に加え、**産学官連携・企画管理・経済社会への貢献・標準化・政策への寄与等も評価**する。**大学等では研究と教育の両面に留意**する。**自己点検を活用し、挑戦の困難性を考慮**する。既存の競争的資金制度や国の実施する研究開発課題の評価の結果も活用する。

研究開発機関等の評価

- 「研究開発機関等の評価」とは、機関の長が設置目的・中(長)期目標等に即して、**機関運営と研究開発の実施・推進の両面から自ら行う**、組織を対象とした評価である。
- 実施時期は中(長)期目標期間等を踏まえ概ね**3～7年ごと**。評価方法は「実施・推進面」と「機関運営面」（運営の効率性等）の二本立てである。
- 結果は資源配分に反映し機関の長の評価につなげ、国民へ積極発信する。評価は「**大学等**」「**国立研究開発法人等**」「**特定国立研究開発法人**」「**その他国費支出機関**」といった機関の性格と対応する制度に沿って実施する。



評価の実施主体

機関の長が、設置目的や中長期目標等に即して、機関運営と研究開発の実施推進の面から自ら評価を実施する。



評価方法

【研究開発の実施・推進の面から実施する評価】では、当該**機関が実施・推進した研究開発の総体としての目標達成度を評価**する。【機関運営面の評価】では、**目標達成や研究開発環境の整備のための運営状況を、機関の設置目的等に即して効率性の観点も重視し評価**する。



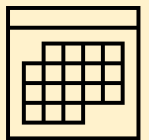
外部の専門家の活用

「**研究開発プログラムの評価**」と同様に**実施**する。調査分析や評価の段階で外部の専門家の意見を取り入れて客観的根拠の質を高め、必要十分な専門性を補完する。**評価対象の特性に応じた適切な専門家の選任が重要**である。



評価結果の取扱い

【評価結果の活用】という観点では、**評価結果を資源配分と機関の長の評価に反映**する。【評価情報の国民への積極的な発信】という観点では、**説明責任と透明性の観点から、機関の長が評価結果を国民に積極的に公表**する。



評価の実施時期

研究開発の実施推進の面から行う評価は、中長期目標期間等を踏まえ、おおむね**3年から7年程度を目安**に、一定期間ごとに実施する。

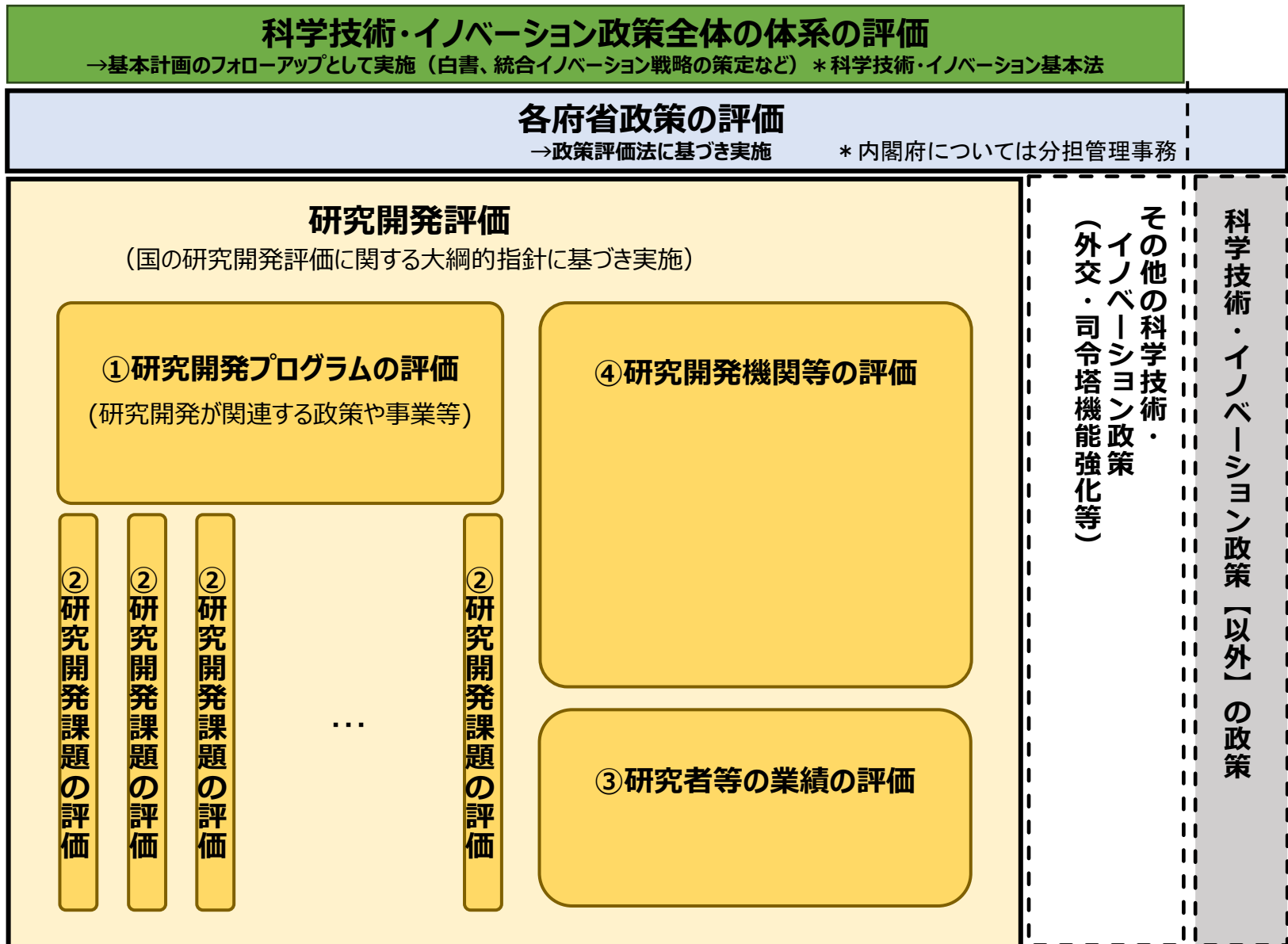


研究開発機関等の性格に応じた評価の実施

【**大学等**】自己点検と認証評価を行い、交付金配分等に反映。【**国立研究開発法人等**】**通則法に基づき主務大臣が評価**し、交付金配分等に反映。【**特定国立研究開発法人**】**基本方針も踏まえ研究開発の特性に配慮して評価**。【**その他国費支出機関**】**運営面を必要な範囲で評価**。

科学技術・イノベーション政策の評価 イメージ図

上位概念



大綱的指針の見直しに関する経緯について

- 2016年以降、AIの急速な発展や国による技術の囲い込みなど、**科学技術・イノベーションを取り巻く環境は大きく変化**。
 - こうした中、2026年3月に閣議決定された**第7期「科学技術・イノベーション基本計画」**（基本計画）において、科学技術・イノベーション政策の刷新を進めていくとされ、**大綱的指針は2026年度をめぐりに見直す**とされた。
-
- ・ 2016年に「**国の研究開発評価に関する大綱的指針**」（以下「大綱的指針」という。）を改定して以降、**科学技術・イノベーションを取り巻く環境は大きく変化**してきた。
 - ・ 具体的には、①基礎研究から社会実装までの加速度的短縮や、②破壊的技術を巡る実装競争の激化、③科学技術・イノベーション政策の「安全保障化」と戦略技術の囲い込み、④A Iと科学の融合による研究開発パラダイムの転換等により、**研究開発を巡る環境は大きく変化**しており、**国の研究開発の評価の在り方についても、環境の変化に適応したものに変わっていくことが求められている**。
 - ・ **AI等の情報科学技術の進展**に伴い、研究開発の**成果物の発表の形態も大きく変化**し、論文だけでなく、**プレプリント**や研究開発の過程で生み出される**研究データ**等の重要性も増している。また、研究開発が社会実装を通じて及ぼす**経済・社会インパクト**も考慮する必要がある。
 - ・ 我が国の科学技術・イノベーションにおいて、**全体システムとしての最適化**が課題であり、研究者のみならず、専門人材、研究機器・設備、データ等の**横断的な推進システムの刷新**を進める必要がある。
 - ・ このような状況の中、2026年3月に**第7期「科学技術・イノベーション基本計画」**が策定され、イノベーションを生み出すための日本全体の社会システムの再構築を目指していくこととされた。
 - ・ 基本計画においても、**大綱的指針について2026年度内を目途に見直す**と記載されており、基本計画に記載された科学技術・イノベーション力の向上に向けた取組と整合する形で、**現在の環境に適応した大綱的指針の在り方について、検討していく必要がある**。

大綱的指針の見直しに関する論点(案)

- 今回の見直しの論点は大きく4つ。

- ① **評価の対象**として、新たに加えるべきものがあるのではないか。
- ② **評価の基準の記載ぶり**について、**研究力向上を目指していくため**に見直す必要があるのではないか。
- ③ **評価体系全体**について、効率的に評価を進める観点から、検討が必要ではないか。
- ④ 新たな大綱的指針の適用時期についても検討する必要があるのではないか。

【評価の対象について】

- ・ 大綱的指針には、①**研究開発プログラム**、②**研究開発課題**、③**研究者等の業績**、④**研究開発機関等の評価**が規定されているが、**新たに加えるべきものはあるか**。
- ・ 例えば、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、URA等の「**研究マネジメント人材**」や、「**研究開発環境の整備に関する事業**」はどのように扱うべきか、検討が必要ではないか。

【評価の基準について】

- ・ 大綱的指針においては、例えば、研究課題評価の基準として「必要性、有効性、効率性の観点から、また、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点」と記載されている。この点について、**基本計画における研究力の向上を目指していく方向性を踏まえ、評価の基準を見直す必要があるかどうか**、検討が必要ではないか。

【評価の体系と重複について】

- ・ 大綱的指針に基づく評価の他に、政策評価法等※による評価等、**他の政策評価が存在する**。これらの評価について、**重複がある場合、「評価疲れ」への対応の観点も含め、大綱的指針でどのように評価を進めるべきか**、検討が必要ではないか。

※ 独立行政法人通則法や国立大学法人法等

【見直し後の大綱的指針の適用時期について】

- ・ 大綱的指針を見直した後、**各省における研究開発評価に関する指針をいつまでに見直すことが必要かの目安を示すこと**について、検討が必要ではないか。
- ・ **既に開始している研究開発課題等への、見直し後の大綱的指針の適用**はどのようにすべきか。研究開発期間中に評価の指針が変わることを、どのように考慮すべきか。

グループの検討スケジュールのイメージ

【第1回】2026年7月17日（キックオフ、議論の進め方など）

- ・ 第7期科学技術・イノベーション基本計画について
- ・ 次期「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に向けて議論すべき主要な論点（案）

【第2回】2026年9月（各省の状況について）

- ・ 各省からヒアリング

【第3回】2026年10月（有識者ヒアリング、国研の状況、海外の動向について）

- ・ 国研からヒアリング
- ・ 国際動向の報告

【予 備】2026年11月

【第4回】2026年12月（改定の方向性（案）について）

- ・ 次期「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定の方向性（案）について

【第5回】2027年1月（改定（案）について）

- ・ 次期「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定（案）について



評価専門調査会、CSTI本会議等を経て、2027年3月を目途に改定